

籠原駅南口地区地区計画

当初決定年月日 平成8年1月12日
最終変更年月日 平成29年8月1日

名 称		籠原駅南口地区地区計画	
位 置		熊谷市籠原南一丁目、籠原南二丁目及び籠原南三丁目の全部	
面 積		約59.6ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、籠原駅南口を中心とした籠原中央第二土地区画整理事業地区であり、市の総合振興計画により熊谷市の副都心地区に位置づけられ、土地区画整理事業により、道路・公園・駅前広場等の公共施設の整備が行われた。このため、地区計画の設定により、建築物等の計画的な規制・誘導を図り、駅前にふさわしい商業・業務地の形成を目指すとともに、調和のとれた快適で良好な住宅地の形成を図る。	
	土地利用の方針	1 商業街区については、計画図に表示する駅前広場から南に幅員8mの歩行者専用道路(以下「ショッピングモール」という。)を設置し、駅前にふさわしい魅力のある商業・業務施設の誘導を図る。 2 1以外の土地利用については、ゆとりのある快適で良好な住宅地の整備を促進する。	
	地区施設の整備方針	道路、公園・駅前広場については、土地区画整理事業により整備されたので、これらの機能・環境が損なわれないよう維持・保全を図る。	
	建築物等の整備方針	健全で魅力のある商業環境を創出するため、建築物等の用途制限を行うとともに、建築物の過密化を防止するため、敷地面積の最低限度を定める。 また、周辺環境との調和を図り、美しいまちなみを整備するため、建築物等の壁面の位置及び形態又は意匠の制限を行う。	
地区整備計画	位 置	熊谷市籠原南一丁目、籠原南二丁目及び籠原南三丁目の各一部	
	面 積	約5.0ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	1 次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する『風俗営業』のうち第1号から第3号までに該当する建築物又は同条第6項に規定する『店舗型性風俗特殊営業』の用途に供する建築物 (2) ナイトクラブその他これらに類するもの (3) 工場(食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの及び、原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものを除く。) (4) 倉庫業を営む倉庫 2 ショッピングモールに接する敷地にある建築物等の1階部分のうち当該モールに面する部分は、住宅(共同住宅、寄宿舎又は下宿を含む。)の用途に供してはならない。
		敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度は、200㎡とする。ただし、本地区計画策定時に当該規定に適合しない土地について、その全部を一つの敷地として使用する場合は、適用しないものとする。
		壁面の位置の制限	ショッピングモールに接する敷地にある建築物等の当該モールに面する1階部分の壁面若しくはこれに代わる柱の面から道路境界までの距離は、1m以上でなければならない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	1 ショッピングモールに接する敷地にある建築物等の1階部分のうち当該モールに面する部分の壁面は、ショーウィンドウ又は透視可能なシャッター構造にする。 2 建築物等の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、周辺の地域と調和のとれた落ち着いたものとする。
	区域及び地区整備計画区域は、計画図に表示のとおり		

籠原駅南口地区地区計画

計画図

